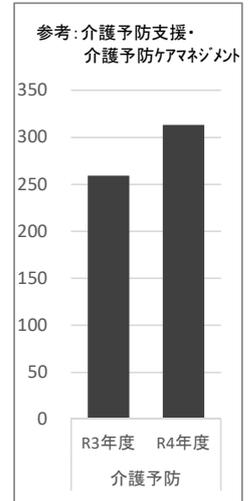
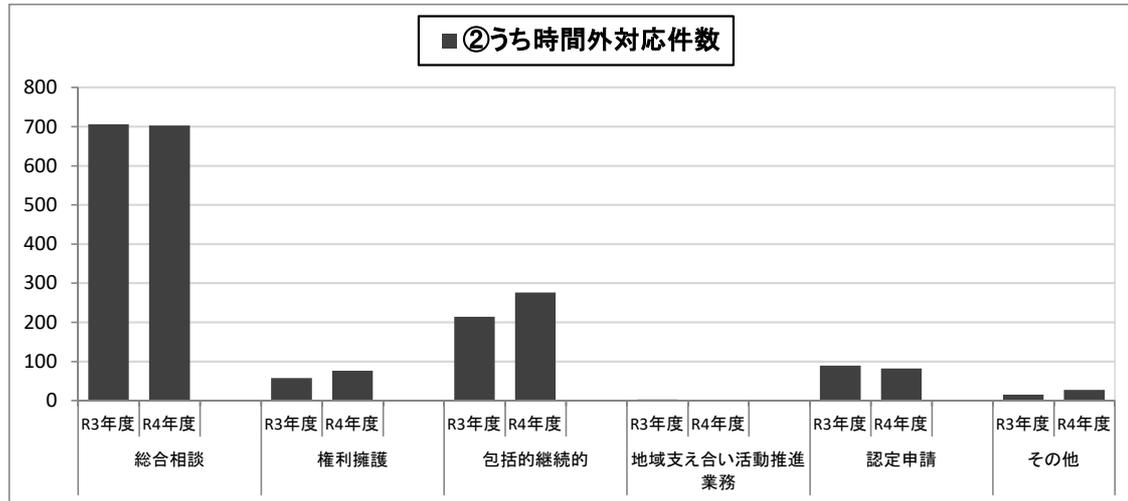
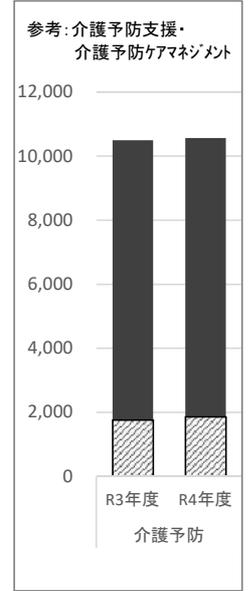
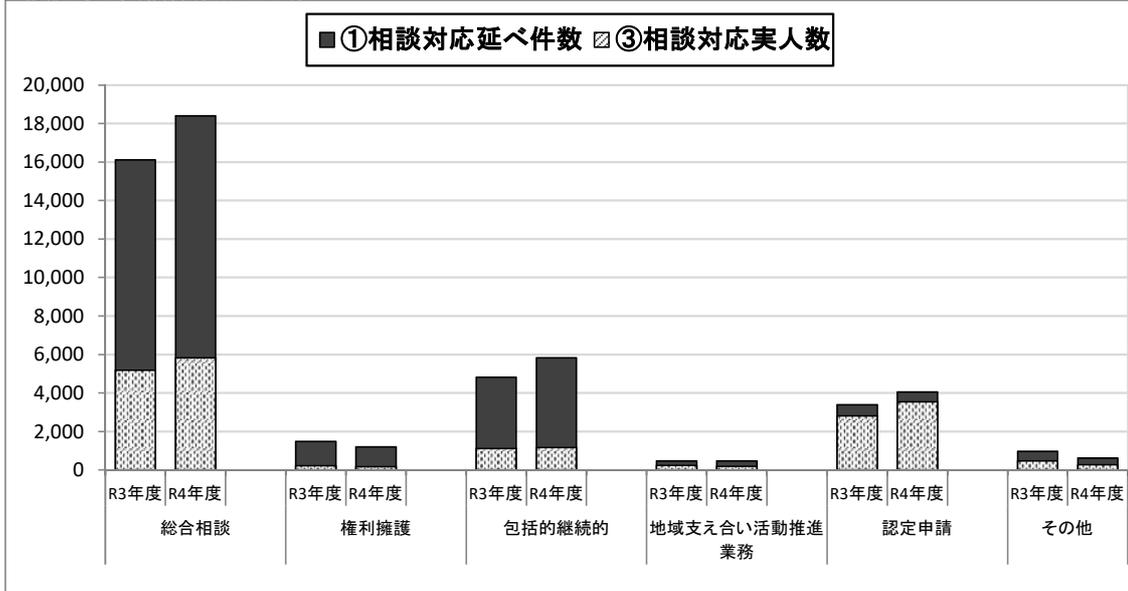


令和4年度 実績報告書(垂水区)

令和5年6月30日現在

1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援							介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト	成年後見制度		措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応					
電話	4,867	410	3,271	3,538	265	35	5,913	211	10	490	25	2,494	2,018	245	538	411	24,741	
うち時間外対応	60	12	192	207	4	6	236	13	3	40	0	92	131	1	16	15	1,028	
来所	771	61	285	207	64	19	231	6	0	19	1	198	78	27	652	22	2,641	
うち時間外対応	22	2	5	1	3	0	7	0	0	0	0	6	1	0	21	1	69	
訪問	1,107	80	940	1,454	130	162	3,985	104	2	141	8	423	370	111	2,750	111	11,878	
うち時間外対応	19	3	53	58	2	5	47	5	0	8	0	18	17	0	41	9	285	
その他	187	23	232	269	23	6	430	15	0	160	6	115	126	91	106	79	1,868	
うち時間外対応	3	2	20	22	0	1	23	1	0	6	0	7	4	0	4	2	95	
①相談対応延べ件数	6,932	574	4,728	5,468	482	222	10,559	336	12	810	40	3,230	2,592	474	4,046	623	41,128	
前年度比	29%	-14%	9%	8%	-6%	36%	1%	-15%	-33%	-23%	74%	11%	35%	1%	19%	-35%	9%	
1圏域あたり(件)	630	52	430	497	44	20	960	31	1	74	4	294	236	43	368	57	3,739	
②うち時間外対応件数	104	19	270	288	9	12	313	19	3	54	0	123	153	1	82	27	1,477	
前年度比	-44%	90%	8%	17%	29%	200%	21%	-34%	-	93%	-	-3%	76%	-67%	-8%	80%	10%	
1圏域あたり(人)	9	2	25	26	1	1	28	2	0	5	0	11	14	0	7	2	134	
③相談対応実人数	3,104	280	887	1,142	255	155	1,861	62	2	92	17	1,000	167	189	3,534	274	-	
前年度比	13%	4%	23%	8%	3%	12%	6%	-11%	-33%	-27%	13%	6%	-5%	-21%	26%	-42%	-	
1圏域あたり(人)	282	25	81	104	23	14	169	6	0	8	2	91	15	17	321	25	-	

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	7	11	6	1	1	26
実人数	7	11	6	1	1	26

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和4年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	12,068 件	-2.6%	1,097.1 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	19 件	-13.6%	1.7 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	36,771	4,644

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和4年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	30 件	0.0%	2.7 件
	参加人数	457 人	-1.3%	41.5 人
	(内訳)協議体開催数	14 件	7.7%	1.3 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	20 件	-16.7%	1.8 件
	参加人数	61 人	-36.5%	5.5 人
自センター主催の会議等	開催数	38 件	18.8%	3.5 件
	参加人数	712 人	117.7%	64.7 人
小地域支え合い連絡会	開催数	72 件	2.9%	6.5 件
	参加人数	1,027 人	4.8%	93.4 人
行政等主催の会議等	開催数	228 件	-2.1%	20.7 件
	参加職員数	332 人	-2.4%	30.2 人
地域主催の会議等	開催数	321 件	18.9%	29.2 件
	参加職員数	426 人	-30.8%	38.7 人
ケアマネ等研修会	開催数	13 件	0.0%	1.2 件
	参加人数	222 人	39.6%	20.2 人
介護リフレッシュ教室	開催数	54 件	25.6%	4.9 件
	参加人数	383 人	34.9%	34.8 人
運営推進会議	開催数	83 件	144.1%	7.5 件
	参加職員数	93 人	126.8%	8.5 人
研修	回数	152 件	-13.1%	13.8 件
	受講職員数	306 人	-29.3%	27.8 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	145 件	40.8%	13.2 件
	参加職員数	223 人	60.4%	20.3 人
他機関との連絡調整	件数	6,553 件	-6.9%	595.7 件

月別実績報告書 その1

センター番号:	08
センター名:	垂水区

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	4,867	410	3,271	3,538	265	35	5,913	211	10	490	25	2,494	2,018	245	538	411	24,741
うち時間外対応	60	12	192	207	4	6	236	13	3	40	0	92	131	1	16	15	1,028
来所	771	61	285	207	64	19	231	6	0	19	1	198	78	27	652	22	2,641
うち時間外対応	22	2	5	1	3	0	7	0	0	0	0	6	1	0	21	1	69
訪問	1,107	80	940	1,454	130	162	3,985	104	2	141	8	423	370	111	2,750	111	11,878
うち時間外対応	19	3	53	58	2	5	47	5	0	8	0	18	17	0	41	9	285
その他	187	23	232	269	23	6	430	15	0	160	6	115	126	91	106	79	1,868
うち時間外対応	3	2	20	22	0	1	23	1	0	6	0	7	4	0	4	2	95
合計	6,932	574	4,728	5,468	482	222	10,559	336	12	810	40	3,230	2,592	474	4,046	623	41,128
うち時間外対応	104	19	270	288	9	12	313	19	3	54	0	123	153	1	82	27	1,477
実人数	4,369	399	1,640	2,614	351	181	5,478	121	3	260	20	1,700	415	306	3,663	401	21,921
うち新規人数	3,104	280	887	1,142	255	155	1,861	62	2	92	17	1,000	167	189	3,534	274	13,021

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	7	11	6	1	1	26
実人数	7	11	6	1	1	26

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	962	対象人数	12,068
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	663	対象人数	3,647
緊急対応件数(事故対応等)	件数	19		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	871	31	840	187	23	3
簡易型	972	29	943	144	27	5	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	2,347	57	2,290	638	83	16
モニタリング	回数	36,771	サービス担当者会議		回数	4,644	

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	30	参加人数	457
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	14		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	20	参加人数	61
自センター主催の会議等	会議数	38	参加人数	712
小地域支え合い連絡会	開催数	72	参加人数	1027
行政等主催の会議等	会議数	228	参加職員数	332
地域主催の会議等	会議数	321	参加職員数	426
ケアマネ等研修会	開催数	13	参加人数	222
介護リフレッシュ教室	開催数	54	参加人数	383
運営推進会議	開催数	83	参加職員数	93
研修	回数	152	受講職員数	306
住民主体活動の後方支援	参加回数	145	参加職員数	223
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	6,553		
(内数)ケース検討会	開催数	399		

月別実績報告書 その1

センター番号:	59
センター名:	桃山台あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	376	91	138	11	42	2	481	1	0	39	2	586	43	28	295	218	2,353
うち時間外対応	15	8	1	0	0	0	15	0	0	1	0	5	1	1	9	8	64
来所	42	3	28	0	14	1	39	0	0	1	0	9	2	0	71	10	220
うち時間外対応	6	0	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	8	0	20
訪問	79	7	57	22	28	28	312	1	0	15	0	6	17	8	240	44	864
うち時間外対応	5	0	2	0	0	1	4	0	0	1	0	0	1	0	7	1	22
その他	6	5	14	1	9	1	21	0	0	28	1	17	28	0	17	8	156
うち時間外対応	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4
合計	503	106	237	34	93	32	853	2	0	83	3	618	90	36	623	280	3,593
うち時間外対応	26	8	5	0	2	2	22	0	0	2	0	5	2	1	26	9	110
実人数	336	73	151	22	70	29	335	2	0	32	3	478	35	27	438	207	2,238
うち新規人数	299	63	97	15	57	29	221	2	0	16	3	372	18	23	397	164	1,776

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	1	0	0	1
実人数	0	0	1	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	376	対象人数	964
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	357	対象人数	386
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	37	0	37	7	0	0
簡易型	85	3	82	7	0	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	139	0	139	31	0	1
モニタリング	回数	4,061	サービス担当者会議		回数		326

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	21
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	3	参加人数	181
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数	123
行政等主催の会議等	会議数	22	参加職員数	27
地域主催の会議等	会議数	36	参加職員数	38
ケアマネ等研修会	開催数	0	参加人数	0
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	30
運営推進会議	開催数	11	参加職員数	12
研修	回数	25	受講職員数	25
住民主体活動の後方支援	参加回数	1	参加職員数	1
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	627		
(内数)ケース検討会	開催数	8		

月別実績報告書 その1

センター番号:	60
センター名:	塩屋あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	302	16	73	6	1	0	184	11	0	24	1	164	30	21	9	22	864
うち時間外対応	6	0	0	0	0	0	6	0	0	1	0	3	2	0	0	1	19
来所	46	8	7	0	2	0	13	0	0	2	0	13	3	3	65	1	163
うち時間外対応	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	5	1	12
訪問	99	8	20	26	5	15	104	3	0	6	1	25	13	6	206	4	541
うち時間外対応	2	0	1	0	0	1	5	0	0	3	0	1	4	0	9	2	28
その他	9	1	6	2	3	0	14	0	0	15	0	12	15	10	17	4	108
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	4
合計	456	33	106	34	11	15	315	14	0	47	2	214	61	40	297	31	1,676
うち時間外対応	11	1	1	0	0	1	13	0	0	5	0	6	7	0	14	4	63
実人数	313	23	63	30	9	15	221	11	0	17	1	165	29	33	291	26	1,247
うち新規人数	196	15	36	13	6	14	107	3	0	8	1	89	9	32	288	13	830

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	252	対象人数	934
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	191	対象人数	850
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	56	3	53	11	0	1
簡易型	69	2	67	8	0	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	143	3	140	35	0	1
モニタリング	回数	3,196	サービス担当者会議		回数		368

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	6	参加人数	121
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	6		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	0	参加人数	0
小地域支え合い連絡会	開催数	3	参加人数	67
行政等主催の会議等	会議数	26	参加職員数	32
地域主催の会議等	会議数	42	参加職員数	58
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	14
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	13
運営推進会議	開催数	7	参加職員数	7
研修	回数	19	受講職員数	29
住民主体活動の後方支援	参加回数	5	参加職員数	5
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	345		
(内数)ケース検討会	開催数	6		

月別実績報告書 その1

センター番号:	61
センター名:	東垂水あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	803	27	110	6	5	1	185	44	0	39	18	22	71	21	16	9	1,377
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
来所	48	6	7	0	3	1	11	0	0	0	0	2	1	2	36	0	117
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
訪問	211	9	46	29	13	31	315	26	0	10	3	6	73	17	511	0	1,300
うち時間外対応	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	6	0	10
その他	5	1	9	2	0	0	5	1	0	18	2	0	9	0	21	1	74
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,067	43	172	37	21	33	516	71	0	67	23	30	154	40	584	10	2,868
うち時間外対応	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	8	0	12
実人数	711	28	113	24	19	30	366	27	0	23	5	21	49	31	513	5	1,965
うち新規人数	571	27	90	20	19	29	270	10	0	8	4	13	28	31	486	5	1,611

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	0	0	1	0	2
実人数	1	0	0	1	0	2

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	89	対象人数	4,840
	(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	2	対象人数
緊急対応件数(事故対応等)	件数	6		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	121	5	116	27	8	0
簡易型	179	10	169	43	17	3	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	370	12	358	127	45	3
モニタリング	回数	4,560	サービス担当者会議		回数		617

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	3	参加人数	37
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	5	参加人数	54
小地域支え合い連絡会	開催数	13	参加人数	162
行政等主催の会議等	会議数	36	参加職員数	65
地域主催の会議等	会議数	51	参加職員数	64
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	9
介護リフレッシュ教室	開催数	9	参加人数	36
運営推進会議	開催数	14	参加職員数	17
研修	回数	12	受講職員数	34
住民主体活動の後方支援	参加回数	5	参加職員数	10
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	631		
(内数)ケース検討会	開催数	18		

月別実績報告書 その1

センター番号:	62
センター名:	垂水名谷あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	521	145	200	225	131	2	265	6	0	23	1	496	121	14	5	21	2,176
うち時間外対応	24	4	4	10	4	1	10	0	0	1	0	13	17	0	0	0	88
来所	42	19	20	20	8	1	9	2	0	2	0	35	4	0	48	3	213
うち時間外対応	9	1	3	1	1	0	2	0	0	0	0	1	0	0	4	0	22
訪問	132	38	73	193	43	31	228	7	0	0	0	68	56	12	398	20	1,299
うち時間外対応	5	2	4	6	1	2	4	0	0	0	0	2	3	0	15	5	49
その他	14	8	9	4	3	3	17	0	0	8	0	14	8	6	18	1	113
うち時間外対応	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	709	210	302	442	185	37	519	15	0	33	1	613	189	32	469	45	3,801
うち時間外対応	40	9	11	17	6	3	16	0	0	1	0	16	20	0	19	5	163
実人数	570	150	241	364	123	36	336	11	0	13	1	399	48	30	468	29	2,819
うち新規人数	413	100	138	245	85	32	249	9	0	9	0	259	24	22	444	24	2,056

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	40	対象人数	453
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	28	対象人数	196
緊急対応件数(事故対応等)	件数	6		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	93	3	90	13	1	0
簡易型	125	3	122	21	5	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	274	8	266	78	9	4
モニタリング	回数	4,422	サービス担当者会議		回数	510	

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	58
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	7
自センター主催の会議等	会議数	2	参加人数	19
小地域支え合い連絡会	開催数	3	参加人数	58
行政等主催の会議等	会議数	42	参加職員数	62
地域主催の会議等	会議数	18	参加職員数	23
ケアマネ等研修会	開催数	0	参加人数	0
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	33
運営推進会議	開催数	14	参加職員数	16
研修	回数	19	受講職員数	26
住民主体活動の後方支援	参加回数	32	参加職員数	37
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	624		
(内数)ケース検討会	開催数	16		

月別実績報告書 その1

センター番号:	63
センター名:	平磯あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	400	38	111	19	28	0	169	1	0	23	0	518	188	10	53	10	1,568
うち時間外対応	5	0	1	1	0	0	4	0	0	0	0	17	12	0	0	0	40
来所	78	5	19	4	9	0	19	0	0	0	0	89	52	6	44	0	325
うち時間外対応	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	2	0	11
訪問	38	1	9	25	10	4	47	0	0	1	0	75	40	15	107	1	373
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	4	0	0	0	9
その他	7	4	0	0	1	0	4	0	0	6	0	12	10	4	12	1	61
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	4
合計	523	48	139	48	48	4	239	1	0	30	0	694	290	35	216	12	2,327
うち時間外対応	10	0	1	1	0	0	6	0	0	0	0	26	18	0	2	0	64
実人数	459	33	124	39	39	4	188	1	0	5	0	227	44	24	208	9	1,404
うち新規人数	350	30	104	37	32	4	155	1	0	2	0	122	12	21	203	8	1,081

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	49	対象人数	1,266
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	45	対象人数	1,220
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	52	1	51	17	3	1
簡易型	32	0	32	12	3	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	140	1	139	69	14	1
モニタリング	回数	1,418	サービス担当者会議		回数		179

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	3	参加人数	37
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	4	参加人数	11
自センター主催の会議等	会議数	2	参加人数	29
小地域支え合い連絡会	開催数	6	参加人数	89
行政等主催の会議等	会議数	20	参加職員数	25
地域主催の会議等	会議数	46	参加職員数	52
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	81
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	47
運営推進会議	開催数	10	参加職員数	10
研修	回数	38	受講職員数	97
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	292		
(内数)ケース検討会	開催数	5		

月別実績報告書 その1

令和4年度 年間

センター番号:	64
センター名:	本多間あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	646	63	72	183	22	3	47	12	0	13	2	43	32	138	2	69	1,347
うち時間外対応	9	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	13
来所	130	10	16	10	6	2	5	1	0	3	0	3	2	3	129	7	327
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	135	11	18	85	7	19	42	1	0	12	3	16	8	39	769	30	1,195
うち時間外対応	6	1	2	0	1	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	15
その他	96	4	3	23	3	0	0	2	0	21	1	5	13	30	9	56	266
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	3
合計	1,007	88	109	301	38	24	94	16	0	49	6	67	55	210	909	162	3,135
うち時間外対応	15	1	4	0	1	1	2	0	0	0	0	0	2	0	0	5	31
実人数	660	59	81	149	34	23	69	7	0	37	5	42	35	88	902	60	2,251
うち新規人数	353	27	48	99	24	18	38	7	0	13	5	16	13	18	902	9	1,590

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	4	0	3	0	0	7
実人数	4	0	3	0	0	7

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	60	対象人数	1,812
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	15	対象人数	427
緊急対応件数(事故対応等)	件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	174	12	162	15	5	1
簡易型	224	3	221	12	2	2	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	436	9	427	51	8	4
モニタリング	回数	7,924	サービス担当者会議		回数		1,092

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	8	参加人数	98
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	5		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	5	参加人数	21
自センター主催の会議等	会議数	13	参加人数	112
小地域支え合い連絡会	開催数	11	参加人数	189
行政等主催の会議等	会議数	24	参加職員数	43
地域主催の会議等	会議数	65	参加職員数	86
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	23
介護リフレッシュ教室	開催数	12	参加人数	111
運営推進会議	開催数	12	参加職員数	12
研修	回数	10	受講職員数	44
住民主体活動の後方支援	参加回数	34	参加職員数	61
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	256		
(内数)ケース検討会	開催数	13		

月別実績報告書 その1

センター番号:	65
センター名:	舞子台あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	40	5	2,135	2,798	2	27	4,433	131	10	315	0	617	119	0	75	60	10,767
うち時間外対応	1	0	184	196	0	5	200	13	3	37	0	54	3	0	7	4	707
来所	2	0	115	148	0	6	115	3	0	11	0	34	4	0	36	1	475
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
訪問	2	3	587	959	9	16	2,753	64	2	87	1	158	35	2	252	7	4,937
うち時間外対応	0	0	43	48	0	0	26	5	0	3	0	10	0	0	2	0	137
その他	3	0	181	236	0	2	366	12	0	34	0	53	10	41	9	8	955
うち時間外対応	0	0	20	22	0	0	21	1	0	5	0	5	0	0	2	0	76
合計	47	8	3,018	4,141	11	51	7,667	210	12	447	1	862	168	43	372	76	17,134
うち時間外対応	1	0	247	266	0	5	248	19	3	45	0	69	3	0	11	4	921
実人数	35	5	549	1,764	8	20	3,746	57	3	103	1	282	37	39	294	60	7,003
うち新規人数	30	4	212	634	7	13	735	25	2	31	1	95	19	17	276	48	2,149

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	3	対象人数	36
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	1	対象人数	11
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	
						委託数のうち新規数	委託数のうち継続数
	従来型	102	2	100	14	2	0
	簡易型	79	2	77	6	0	0
	セルフ型(要介護者含む)	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	291	6	285	66	2	1
モニタリング	回数	3,153	サービス担当者会議		回数		654

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	19
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	3	参加人数	4
自センター主催の会議等	会議数	0	参加人数	0
小地域支え合い連絡会	開催数	6	参加人数	72
行政等主催の会議等	会議数	19	参加職員数	20
地域主催の会議等	会議数	8	参加職員数	8
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	14
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	27
運営推進会議	開催数	2	参加職員数	2
研修	回数	3	受講職員数	3
住民主体活動の後方支援	参加回数	43	参加職員数	43
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	2,402		
(内数)ケース検討会	開催数	320		

月別実績報告書 その1

センター番号:	66
センター名:	神陵台あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	752	25	233	288	33	0	53	1	0	6	0	17	1,324	12	83	0	2,827
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93	0	0	0	93
来所	209	10	31	24	21	5	14	0	0	0	1	8	9	13	145	0	490
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	112	3	53	57	11	10	50	1	0	2	0	34	20	9	79	0	441
うち時間外対応	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4
その他	34	0	5	1	4	0	0	0	0	5	1	0	1	0	1	0	52
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,107	38	322	370	69	15	117	2	0	13	2	59	1,354	34	308	0	3,810
うち時間外対応	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	95	0	0	0	97
実人数	478	28	152	186	43	15	68	2	0	11	2	50	39	31	294	0	1,399
うち新規人数	245	14	53	58	20	13	32	2	0	3	2	19	13	22	293	0	789

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	11	1	0	1	14
実人数	1	11	1	0	1	14

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	74	対象人数	1,435
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	24	対象人数	525
緊急対応件数(事故対応等)	件数	4		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	95	3	92	59	4	0
簡易型	72	3	69	31	0	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	232	8	224	140	5	1
モニタリング	回数	1,565	サービス担当者会議		回数		207

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	34
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	3	参加人数	13
自センター主催の会議等	会議数	4	参加人数	11
小地域支え合い連絡会	開催数	14	参加人数	201
行政等主催の会議等	会議数	20	参加職員数	26
地域主催の会議等	会議数	7	参加職員数	9
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	47
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	48
運営推進会議	開催数	4	参加職員数	6
研修	回数	22	受講職員数	43
住民主体活動の後方支援	参加回数	23	参加職員数	31
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,279		
(内数)ケース検討会	開催数	7		

月別実績報告書 その1

センター番号:	67
センター名:	舞子あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	1,027	0	199	2	1	0	96	4	0	8	1	31	90	1	0	2	1,462
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	4
来所	174	0	42	1	1	3	6	0	0	0	0	5	1	0	78	0	311
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
訪問	299	0	77	58	4	8	134	1	0	8	0	35	108	3	188	5	928
うち時間外対応	0	0	0	2	0	0	5	0	0	0	0	1	1	0	2	0	11
その他	13	0	5	0	0	0	3	0	0	25	1	2	32	0	2	0	83
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,513	0	323	61	6	11	239	5	0	41	2	73	231	4	268	7	2,784
うち時間外対応	0	0	0	2	0	0	6	0	0	0	0	1	5	0	2	0	16
実人数	807	0	166	36	6	9	149	3	0	19	2	36	99	3	255	5	1,595
うち新規人数	647	0	109	18	5	3	54	3	0	2	1	15	31	3	245	3	1,139

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	0	1	0	0	2
実人数	1	0	1	0	0	2

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	19	対象人数	328
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	0	対象人数	0
緊急対応件数(事故対応等)	件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	141	2	139	24	0	0
簡易型	107	3	104	4	0	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	322	10	312	41	0	0
モニタリング	回数	6,472	サービス担当者会議		回数	691	

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	32
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	3	参加人数	5
自センター主催の会議等	会議数	9	参加人数	306
小地域支え合い連絡会	開催数	7	参加人数	66
行政等主催の会議等	会議数	19	参加職員数	32
地域主催の会議等	会議数	48	参加職員数	88
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	34
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	38
運営推進会議	開催数	9	参加職員数	11
研修	回数	4	受講職員数	5
住民主体活動の後方支援	参加回数	2	参加職員数	35
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	97		
(内数)ケース検討会	開催数	6		

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 59

あんしんすこやかセンター名：桃山台あんしんすこやかセンター

運営管理者名：石坂 恵美子

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

月曜～土曜の9時～17時30分はあんしんすこやかセンター職員が対応する。夜間及び日中の職員不在時は、併設の特別養護老人ホームへ電話転送し対応する。夜間等の緊急時の連絡は、施設の宿直者、或いは夜勤の介護職員が対応し、必要に応じ、あんしんすこやかセンターの職員に連絡する。

2. 職員の配置について

保健師または看護師 1名、社会福祉士 1名、主任介護支援専門員 1名、地域支え合い推進員 1名を配置する。

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために、高齢者や家族、地域住民からの相談を受け、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、機関または制度の利用に繋げていく等の支援を行う。

地域診断を行い、圏域内の特徴を理解し課題や特性を分析し、地域の特性に応じたアプローチを検討していく。

4. 権利擁護業務について

高齢者虐待の相談窓口であること、報告義務について周知し、虐待の早期発見・防止に努める。高齢者虐待対応の手引きに沿って、全職員が迅速に対応し、センター内や関係者間と連携し継続的に支援する。地域の集いの場や行事の際にパンフレットを配布し、啓発を行う。

成年後見制度については、必要性を感じたケースについては勧奨し利用につなげる。

消費者被害を未然に防ぐため、圏域内の関係者に随時情報提供を行う。消費者被害の疑いのある情報を入手した場合にはセンターに報告してもらうよう周知する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

区内のセンターと協働で、関係者間の連携がより円滑に進むようネットワーク作りに取り組む。

圏域全体の地域ケア会議を年2回開催し内容の充実を図り、他職種が連携できるような内容を企画・運営する。事例検討会を中心に意見交換等を行い、ネットワークを構築する。

また、困難事例等があった場合には、随時必要なメンバーを招集し個別の事例検討会を開

催する。介護支援専門員からの相談があれば、共に考え側面的支援を行う。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

本人の生活環境・健康状態・生活機能低下リスク等を考慮した包括的なアセスメントを行う。自身でできることを活かし介護予防に取り組み、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

フレイル予防の意識について把握するため、A地域の相談者に対して配布したフレイル予防のチラシについての認知度を確認し、広報の成果を検証する。

7. 地域支え合い活動推進事業について

高齢者が住み慣れた地域で住民同士の見守り・支え合いができるよう、高齢化の進む地域を中心にコミュニティ作りの支援を行う。

B地域の集いの場である「体操教室」の後援を継続して行う。

地域住民と協働して「見守り活動」から「支え合い活動」へ発展させ、高齢者ができるだけ長く安心して生活できる地域づくりを目指す。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症サポーター養成講座をB名谷地域住民対象に開催する。また、同地区で認知症声掛け訓練を実施できるように、関係者と調整し認知症の啓発を行う。

介護リフレッシュ教室は年4回開催し、内容や広報の仕方を工夫し参加者の満足度アップと参加人数の維持を目指す。

自助グループ（介護家族の会「息抜きタイム」）の開催の後援を行う。

9. 民生委員等地域との連携について

民児協や友愛連絡会に出席し、民生委員及び地域支援者から地域資源の情報を収集・集約し地域へ還元する。

地域の連絡会等に参加し、高齢者の情報を収集・管理し、把握する。相談・通報に対しては、早期対応・早期解決に努める。

地域ケア会議へ参加してもらおう。また、B地域の民生委員・ボランティアと意見交換会を開催し、より連携しやすい関係作りを行う。

10. 医療機関との連携について

病院（医院）・歯科・薬局等の医療機関と積極的に連携し高齢者の心身状況に合った支援を行う。地域ケア会議に医師や歯科医師・薬剤師・病院関係者・医療介護サポートセンター等に参加してもらい連携しやすい関係作りを行う。

11. その他関係機関との連携について

フォーマル、インフォーマルに関係なくあらゆる機関との連携を図る。

各地域のふれあいのまちづくり協議会や自治会、また障害者地域生活支援センター等と連携を図る。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

適切な情報提供を行い、ご利用者及びご家族の意思を尊重し、正当な理由なく特定のサービス種類やサービス事業者に偏りがないように努める。

要支援者が要介護者となり居宅介護支援事業所の選定の際には、ご利用者及びご家族の希望により選定してもらおう。特に希望する事業所がない場合には一覧表を提示し、選定してもらおう。

注・独自の取り組み等、具体的に記載してください。

- ・前年度の自己評価、今年度の地域活動計画も考慮して作成してください。
- ・令和5年度、特に力を入れて取り組む部分に下線を引いてください。
- ・公開資料ですので、詳細な地域名や地域の統計情報等は記載しないでください。
地域名の記載が必要な場合はアルファベット表記（A 地区、B 地区）にしてください。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：60

あんしんすこやかセンター名：塩屋あんしんすこやかセンター

運営管理者名：古本 吉洋

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

地域における保健福祉の拠点として、常に公正中立な運営に心がけ、専門職が相互に連携しながら適切な支援を行う。また、毎朝のミーティング等で情報共有や事例検討を行い、センター内の連携を深めることでセンターとして対応できる体制とする。

営業日においてセンター職員で当番を決め、常時1名は在所することで電話や来所による相談に対応できるよう努める。また祝日には営業し土・日曜日にも必要に応じ対応することで就労している家族にも相談しやすい体制をとり、営業時間外の夜間や土・日曜日にも電話転送により介護相談等に対応できる体制を確保する。

2. 職員の配置について

主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士、地域支え合い推進員の4職種を各1名以上配置。地域との連携を密にし適切で迅速な対応が出来るようチームアプローチに努める。介護予防プラン作成担当職員を1名以上配置し、センター職員が担当するプラン数に配慮し、地域包括支援業務を含めすべての業務が円滑に行えるようにする。

職員皆が研修に積極的に参加し、センター内で復講することでスキルアップを図る。また個人情報保護について神戸市個人情報取扱事務チェックリストを遵守するよう定期的にチェックする。

3. 総合相談支援業務について

各職員が専門職のスキルを活かして、高齢者が地域で暮らす上での生活課題を幅広く把握し、相談を受けた際には介護サービスにとどまらずインフォーマルサービスを含むあらゆるサービス・関係機関・各種制度の利用に繋げていくようにする。そのためには社会資源情報を収集・更新・整理を常に行い、相談者等に対して迅速・的確な情報提供や支援が出来るようにする。

また、地域活動への参加及び行政・主治医等医療関係者・民生委員・ふれあいのまちづくり協議会・自治会・サービス提供機関・専門相談機関等と連携できる関係性を築けるようにする。

4. 権利擁護業務について

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業について理解を深め、虐待や消費者被害の防止のため地域住民に対し広報啓発活動を行い、民生委員や関係機関との連携を図る。発見時や通報を受けた際にはマニュアルに則って迅速に対応し、関係機関と連携しながら適切に早期解決に向けた対応がとれるようにする。また虐待防止研修を受講し虐待に関する知識を深めておく。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

高齢者の困りごとを地域の方が身近に気軽に相談できるようにと塩屋地域独自の介護相談窓口のマークとして「しおや介護 SOS」の運用を開始して今年が3年目となる。地域ケア会議の開催により地域団体やボランティア、介護支援専門員や介護サービス事業所及び医療関連機関、地域の商店や金融機関等に参加してもらい意見を出し合って運用についてさらに改良を重ねる

ことで、相談者が相談しやすく認知症など支援が必要になっても住み慣れた地域での生活が続けられる協力体制の確立に繋げる。

介護支援専門員の個別の相談にも対応し、処遇困難事例など必要に応じて同行訪問等で対応、介護支援専門員対象に交流をかねた勉強会を年 1 回開催、介護支援専門員のもつ課題解決に向けて支援する。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

包括的なアセスメントを行い、利用者が主体的に関わり、介護予防に関する具体的な生活目標をもって生活できるようなケアプランの作成に努める。

委託事業者への適切な介護予防ケアマネジメント業務について助言を行い、センターが責任を持って、介護予防支援業務を担う。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域全体で高齢者を見守り支え合える地域づくりを支援していく。そのために、民生委員と個別に面談して、地域の情報や高齢者についての情報交換を行うとともに、民生委員からの個別の相談に応じる。また、居場所の活動継続支援として地域で開催しているふれあい給食会やふれあい喫茶、その他集いの場を訪問して地域の情報や高齢者の情報を収集するとともに、専門職による地域貢献活動をつなぐことで必要に応じた後方支援を行う。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症対応関連の取り組み等や認知症支え合い事業について地域に広報するとともに適時ご案内することで認知症になっても安心して地域で暮らせるよう支援する。認知症神戸モデルの申し込みが難しい高齢者への支援により適切に診断が受けられるよう支援する。

地域での対応が難しい認知症事例について、こうべオレンジチームと連携することにより早期診断・早期対応により住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援する。

9. 民生委員等地域との連携について

地域行事の参加や支援、地域ケア会議への参加を通して地域との連携を図る。

民生委員や地域からの相談に迅速に対応し、必要時同行訪問等を行って、実態把握を行い、対応内容や今後の方針について情報提供のあった民生委員と情報の共有を図る。

民生委員が担当する地域の住民に広報できるよう説明し広報物を提供し消費者被害や虐待等の防止に向けた活動を支援する。

10. 医療機関との連携について

地域の医療機関及び医療介護サポートセンターと地域課題について共有できるよう地域ケア会議への参加を呼びかける。また多職種参加型模擬事例検討会を開催し、医療機関からの参加を依頼し、地域関係者との連携を図る。

日頃より高齢者の健康管理や急変時の対応ができるよう、主治医へのケアプランの送付や面談を通して、連携を密にしておく。入院時には、医療機関へ入院連携シートにて情報提供、退院時には、在宅での生活に対する相談や調整の為に退院時カンファレンスへの参加等を通して連携を図る。医療介護サポートセンター等が主催する勉強会への参加により、医師・歯科医師・薬剤師等との連携力を高める。

11. その他関係機関との連携について

地域密着型介護サービス事業所が開催する運営推進会議に参加して、適正な運営に向けての意見や助言をするとともに、地域の情報について発信できるようにする。

介護保険関連にとどまらず、相談内容に応じて行政を含めた相談窓口・見守り協力事業者・ボランティア等との連携に努め、総合相談窓口としての役割が果たせるように努める。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

高齢者本人・家族の意向を尊重し、相談に対しては迅速で、適切な対応に努める。サービスが必要な場合には、利用者及び家族の意向を確認した上で、サービス提供事業者を複数紹介し、パンフレット等を活用して利用者及び家族が意思決定できるような説明や援助を行う。

特定の事業者や機関に偏ることなく、地域の多機関と連携し、地域の生活課題の把握や問題解決に努める。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 61

あんしんすこやかセンター名：東垂水あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 山崎 晶子

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

要援護者もしくは要援護者となる恐れのある高齢者または家族などへの対応として、24時間体制で取り組みます。具体的には、センターでは担当者の勤務を8時から18時とし、相談者がいつ窓口に来られても対応できるようにしています。18時から翌朝8時においては、併設の施設の事務員または宿直職員が電話対応します。土・日曜日、祝日、年末年始も交代で勤務しています。緊急時は緊急対応のマニュアルに基づき対応を行えるよう徹底し、対応困難な場合には、センター内で話し合いを行い、チームで対応するように努めています。個人ケースや相談受理したケースについては、誰もが確認しやすいように整理を行いセンター内で情報共有し、必要時は各担当職員に直接連絡をとれる体制を整えています。今後も緊急度に応じ迅速かつ適切な対応をし、公正・中立の立場を遵守しながら事業運営を行ってまいります。また引き続き感染症対策を行い、職員の感染で運営が滞る事のないよう、勤務調整を行います。

2. 職員の配置について

センター職員は、①保健師2名、②社会福祉士4名、③主任介護支援専門員1名、④地域支え合い推進員2名、⑤プランナー常勤換算上0.8名を配置しています。センター業務の質を向上させるために各種研修に積極的に参加し、センター内で復講研修を行っています。センター内での勉強会も計画・開催しており、各職員の資質向上・自己研鑽に努めています。定期的開催される法人内研修にも参加しています。

3. 総合相談支援業務について

地域団体や地域住民にセンターの役割を周知してもらい、早期に相談が入ってくるような体制を構築してまいります。地域の行事や会議などに参加、関係を構築し、より相談しやすい窓口を目指します。保健・医療・福祉等の専門職やボランティア等が専門性や能力を活かし連携することにより、地域の様々な社会資源を活用した継続的かつ包括的ケアが行われるよう総合的な相談・支援を行います。また、各種相談に対し緊急性の判断、関係者との連携がスムーズにできるように相談援助技術の向上を行います

4. 権利擁護業務について

社会福祉士を中心に地域の居宅介護支援事業所・サービス提供事業所や民生委員等の関係機関と連携を図り、高齢者の情報収集に努め、消費者被害の実態把握を行ないます。特に圏域内での被害については情報が入り次第、発生地域周辺を重点的に注意喚起を行ないます。

成年後見制度・日常生活自立支援事業に対する啓発活動についても、民生委員の定例会等において積極的に行っていきます。

高齢者虐待については、虐待ケース発見及び通報時、速やかにセンター内で情報共有を行い実態把握、情報収集に努め、関係機関との連携・役割分担しながら対応します。民生委員や地域の方々にリーフレットを用いて高齢者虐待について知識を深めてもらい、あんしんすこやかセンターへ早期に相談して頂けるよう、虐待の防止及び早期発見のための広報啓発を行います。また医院や薬局へリーフレットを用いて、センターの役割を説明し、理解と協力を得られるようにします。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域住民に参加して頂ける、小学校区等小さな単位の地域ケア会議の開催を調整し、地域住民と地域の課題をともに考え、共有できるようにします。

また、個別ケースの地域ケア会議の開催については、個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めることができるようにします。

地域課題に関しては、個別ケースの地域ケア会議を重ねることにより、地域に共通した課題を明確にし、地域に必要な取り組みを明らかにします。

介護支援専門員を対象としたケアマネの集いは、1回の開催を目標とし、各社会資源と連携体制の構築を支援するとともに、課題解決に向けた視点と専門性や知識を持って、対応ができるよう個々の介護支援専門員のスキルアップを図ります。

地域の介護支援専門員が抱える処遇困難事例については、相談内容に応じた情報提供や同行訪問、関係機関に対し協力を得ることで問題の改善・解決に繋げ、その後も経過を定期的に確認します。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

心身機能をふまえ自助・互助に焦点を当て、介護が必要な状態になることを予防します。本人がより主体性を持って活発に地域で生活が継続できることを目指し、介護保険サービスだけではなくインフォーマルサービスにも着目し、サービスが包括的・効果的に提供されるよう支援します。

コロナ禍を経て、フレイルのリスクが懸念されており、適切なアセスメントを行い、フレイルの予防が出来るプランを作成します。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域で暮らす高齢者へ適切な情報提供に向けて、地域にあるインフォーマル資源の整理・実態把握を行います。また住民同士が支えあえる体制づくりに向けて、地域に不足しているインフォーマル資源を見だし、地域課題として住民と共有する機会を持ちながら、住民主体の居場所づくりなど、インフォーマル資源の開発を支援します。コロナ禍により住民同士の関係が希薄になっている可能性があり、緊急時の対応がスムーズにいかなかった事例をふまえて、地域住民の方も交え、緊急時の対応等、住民同士で見守りあえる体制づくりについて話合う機会をもちます。

地域での活動が今後再開されていく中で、必要時支援を行ない、主催者の方との話し合いの場に参加するようにしていきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

できるだけ早い段階から認知症の方やその家族に対する相談が入る体制を作る為、認知症サポーター養成講座の推進や、認知症声かけ訓練、神戸モデルの啓発、認知症支え合い事業の活用を行い、地域の方の認知症への理解を深めます。また、認知症の方を支援していくため、地域ケア会議等を通じて、各関係機関と協働し、地域における医療・介護の連携を進めていきます。認知症声かけ訓練に関しては、地域主体での実施に向け、後方支援を行います。

9. 民生委員等地域との連携について

地域の連絡会や行事に積極的に参加し、民生委員をはじめふれあいのまちづくり協議会等との関係維持に努めます。R4年度の一斉改選にて着任した民生委員とも顔合わせや情報交換を行なう事で、信頼関係を築きます。これまで顔合わせを行った自治会や地域団体との関係性を深め、支援が必要な高齢者の早期発見に向けた取り組みを共に考えます。一人暮らしや老々世帯が増加していく中で、民生委員と同行訪問を行う等協力し、問題解決に取り組んでいきます。

10. 医療機関との連携について

地域の医療機関にセンターの役割（地域の総合相談窓口、高齢者虐待の通報窓口）を理解してもらうように努めます。個別ケースを通して、必要に応じ直接医療機関へ伺い、現在の状況及び予後について医学的見地からの情報を収集します。また、引き続きセンターが主催する地域ケア会議等において、医師・歯科医師・薬剤師・医療介護サポートセンター等と連携し、協働できるよう働きかけを行っていきます。

11. その他関係機関との連携について

センターが円滑かつ効率的に事業内容を推進し、自立支援・重度化予防の観点からサービスが提供できるように行政をはじめ、保健・医療（医院・病院等）・福祉関係（居宅介護支援事業所・サービス事業者等）機関や地域の関連団体（ふれあいのまちづくり協議会・婦人会・自治会・老人会・見守り協力事業者等）と協働します。

認知症による困難事例や在宅医療が必要な事例などは、必要な制度や医療機関につなげることができるよう、オレンジチームへの相談も実施しながら円滑に行えるようします。

また地域ケア会議を活用し、地域の課題を共通認識し、各関係機関と共に取り組み、地域包括ケアを目指していきます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センターの運営にあたっては、提供されるサービスが、正当な理由なく特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることがないように、センター内で定期的に確認します。

要支援者が要介護状態となった場合、利用者・家族の意向を確認し、希望する居宅介護支援事業所を選定してもらいます。特に希望する事業所がない場合は居宅介護支援事業所リストを提示し選択してもらい、特定の事業所に偏ることがないように留意していきます。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号（2桁）： 62

あんしんすこやかセンター名： 垂水名谷あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 屋部 伸子

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・同一法人の運営する特別養護老人ホームの24時間体制機能を活かして、日祝日夜間も含めた24時間相談を受け付け、また迅速に対応出来る様に主たる対応者への連絡系統を文章で明確化し、職員にも連絡網を配布し周知を図る。
- ・緊急性が高い利用者（単身・老老世帯者等）の緊急連絡先の確認を行う。
- ・担当者不在の場合でも対応出来る様、4職種で常日頃からミーティング等で情報共有を行なうと共に専門職種としてのそれぞれの経験や知識を活かしたチームアプローチの観点で業務を遂行する。
- ・法人内の定期的な管理者会議を通じて、報告・連絡・相談体制の充実を図り、困難事例を含め課題・目標に対して組織的に取り組む。
- ・新型コロナウイルス感染症予防対策は、令和5年度も継続して実施する。

2. 職員の配置について

- ・資格・職歴、経験年数等を十分に考慮し、地域包括支援センター業務に適した職員配置をすると共に、それぞれの職員において社内研修や社外研修への参加・またセンター内で復講研修を行うことで資質向上・技術を磨く為の取り組みを積極的に行っていく。

3. 総合相談支援業務について

- 新規談対応及び専門的・継続的相談支援を行なう。高齢者や家族・民生委員、近隣住民等からの介護全般の相談に対応する。入院や入所、退院や退所に対する相談対応を行う。
- ・電話相談だけでなく、急な来訪者にも対応できるように1名以上の職員が在室できるように体制を取る。
 - ・電話や来所等での相談に対してセンター職員で情報共有し、緊急性や必要な情報を判断し方向性を検討した上で対応する。
 - ・支援者や近隣とのネットワークを活用し、高齢者世帯への戸別訪問や実態把握を行う。
 - ・相談内容に即したサービスや制度に関する情報提供を行うために、ゆっくりとわかりやすい言葉で説明することを心がける。
 - ・地域で開催される夏祭りや中学校の文化祭にて、センターの広報や認知症広報啓発、相談窓口の機会を設け、多世代の地域住民に啓発活動を行う。

4. 権利擁護業務について

① 権利擁護全般

- ・地域住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない困難な状況にある高齢者が安心して生活ができるよう専門的・継続的に支援を行う。

② 成年後見制度・福祉サービス援助事業の活用促進

- ・高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースであれば、申し立てが速やかに行えるよう支援する。また、成年後見制度を普及させる為にパンフレット等を活用し、給食会や地域行事、地域ケア会議等を通じて広報啓発を行う。

③ 高齢者虐待への対応

- ・地域住民、地域の支援者に対して、高齢者虐待に関する正しい知識の理解を周知するためにパンフレット等を用いて地域行事等で啓発する。又、居宅介護支援事業者に対しても研修を通じて、高齢者虐待防止の基本的視点、相談・通報について周知を図り、早期発見・見守りネットワークの構築に努める。
- ・相談窓口としてセンターの周知徹底や介護リフレッシュ教室への参加を促す事で、高齢者虐待を未然に防ぐことが出来るよう取り組む。また、介護リフレッシュ教室の対象者リストを作成し、開催内容や開催場所に合わせて参加の呼びかけができるよう工夫する。
- ・虐待の相談・通報・届出を受理した場合、センターで組織的に判断、垂水区保健福祉課へ即時報告し、各関係機関と連携を図る。原則、複数のセンター職員が訪問による事実確認を行い、区と支援計画を策定しながら状況に即した適切な対応を取る。

④ 困難事例への対応

- ・高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合や高齢者自身が支援を拒否している場合等の支援困難事例を把握した際にはセンター職員が相互に連携を図る。関係機関、地域住民、区保健福祉課等のネットワークを活用・協力を得ながら支援方針や善処策を検討し、見守り等の必要な支援を行う。
- ・ヤングケアラーの把握、情報提供を行う。介護支援専門員等から相談を受けた際は迅速に情報収集を行い、垂水区保健福祉課へ相談する。また、地域行事や民生委員定例会などにおいて地域住民に対してもヤングケアラーの広報啓発を行い認知度の向上に取り組む。

⑤ 消費者被害の防止

- ・消費者被害を未然に防止するため、介護保険課や神戸市生活情報センターからの情報を民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等と共有する。
- ・住民や関係機関から被害報告の相談を受けた場合は神戸市へ報告し、神戸市消費生活センターへ相談、家族や支援者とも協議しながら役割分担を行い、対応する。
- ・給食会や地域行事等で被害情報を匿名化して地域住民へ注意・啓発活動を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

① 地域の現状把握と地域づくり

- ・センター職員で地区踏査を実施する。令和5年度はB地区について、地域の変容や特徴について把握する。収集した情報をまとめて地域診断を実施する。
- ・地域診断では、圏域を7つの地区に分けて人口や高齢化率の経年変化をグラフ化し、地域の特性などもまとめる。センターに寄せられる相談内容についても分析、圏域の特徴を明らかにし、地域課題を抽出する。地域の課題や特徴を基に、地域ケア会議の計画を行う。
- ・A地区にて令和4年度から100円喫茶が開始となり、一年が経過している。令和5年度にも後方支援や地域ケア会議を開催し、喫茶の発展と、集いの場として地域とのつながりについて協議予定。また、令和4年度には同じA地区において認知症高齢者への支援について地域ケア会議にて検討。地域行事へ参加することの必要性が参加者間で共有される。地域課題として抽出された地域行事の支援者不足や、閉じこもり状態の高齢者に対する支援については令和5年度も地域ケア会議にて話し合いを継続する。

② サービス提供事業者等について

- ・運営推進会議に参画し、該当するサービス事業所が地域に密着したより良いサービスが提供でき、地域住民の理解・協力が得られる様に関わりを持つ。

- ③ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用、指導・助言
- ・令和5年度も「ケアマネの集い」を開催し、インフォーマルサービスを提供している団体とのネットワーク構築を図る。
 - ・地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜センターの各専門職や地域の関係者や関係機関との連携の下、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。
6. 介護予防ケアマネジメント業務について
- ・個々の高齢者の心身の状況や生活環境に応じた総合的かつ効果的な、本人の視点に立ったケアプランとして高齢者自身が「自分のもの」と認識できるマイケアプランを作成するとともに、サービスの提供を確保し、状態が改善されたか目標の達成状況の評価を行い、必要に応じてケアプランの変更を行う。
 - ・介護予防プランを通じて個別的相談助言を行う。
7. 地域支え合い活動推進事業について
- ・令和4年度には民生委員の改選を受け、改めて民生委員との顔の見える関係作りを構築することで、個々の見守りから地域住民同士で支え合う体制を推進していく。
 - ・ふれあいのまちづくり協議会、民生委員主催の各給食会や住民主体のカフェへの参加等を通して、活動状況の情報把握、共有・顔の見える関係、交流を図ることのできる場づくりとして、継続支援を行う。
 - ・垂水区の坂道の多い特性を踏まえ、フレイル予防・改善に対する取り組みを実施する。
 - ・地域支え合い推進員は、垂水区社会福祉協議会と連携を取りながら、垂水区内の推進員等と輪番制で定期的に高齢者向けの生活情報紙として『ニコニコはあと』を4ヶ月に1度発行する。
8. 認知症に関する取り組みについて
- ・神戸市、垂水区保健福祉課、垂水区社会福祉協議会、医療介護サポートセンター、オレンジチームや区内あんしんすこやかセンターと協働し、地域支援者や主治医、認知症サポート医等の医療機関、各関係者とも連携を図る。
- ① 多世代の認知症理解
- ・夏祭りや中学校の文化祭に継続して参加し認知症啓発に関するチラシの配布を行い多世代への認知症理解の促進を目指す。また、中学校の文化祭へ出展し認知症について分かりやすく伝える機会を持つ。さらに令和5年度にはC地区の中学校と相談し、福祉教育の一環として認知症サポーター養成講座を開催する。
 - ・令和4年度にはC地区にて認知症高齢者声かけ訓練を実施。トライやるウィークの中学生も参加し、多世代で認知症高齢者への関わりを学習。訓練実施後、高速道路へ誤侵入した認知症高齢者の事例をもとに地域ケア会議を開催し、地域でできる支援について議論。支援者だけでなく中学生からも多くの意見が得られ、ネットワークづくりや地域課題を共有。令和5年度もC地区のトライやるウィークに合わせて認知症理解への取り組みを企画予定。
- ② 神戸市安心登録事業について
- ・神戸市安心登録事業を継続し、必要な対象者が利用できるようにしていく。
9. 民生委員等地域との連携について
- ① 地域見守り活動の支援
- ・サービスにつながっていない高齢者について実態把握のリストを作成する。令和5年度からは、A地区の困難ケースが多い大型集合住宅について高齢者の実態把握リストを作成し、地域行事への参加勧奨などのツールとして活用する。

- ・民生委員・児童委員協議会と連携し、小地域支え合い連絡会の開催運営を行い、民生委員と地域の高齢者の情報を交換・共有する。

② 相談・通報対応

- ・相談・通報があった場合は、センター職員は必要時民生委員と連絡を取り合い、内容を十分に把握したうえで同行訪問を行い、対象者への支援が必要と思われる場合は内容に合わせて家族や関係機関等に引き継ぐ。
- ・緊急時は家族や垂水区保健福祉課、垂水区社会福祉協議会等と連携をとりながら、必要に応じて緊急時の対応を行う。

1 0. 医療機関との連携について

- ・病院や主治医等を含めた医療機関でのカンファレンス、サービス担当者会議への参加・開催をする。
- ・医療機関主催の研修会や事例検討会へ参加し、顔の見える関係作りや医療知識、実践対応のスキルアップを地域の介護支援専門員と共に図る。
- ・精神障害のある高齢者やその家族について、垂水区保健福祉課や垂水区社会福祉協議会、障害者支援センターとのケース検討を行う。精神科医や、障害者支援センターなど各専門家と対応方法などについて話し合い、対象者に対して適切な対応ができるようにしていく。
- ・病院や主治医からの相談に対して、高齢者の在宅での生活情報・地域情報を伝達することで、退院後の生活がより安定するよう連携を強化する。
- ・地域ケア会議等に主治医や病院 MSW の参加を依頼し、在宅生活を送るうえでの意見交換を実施。

1 1. その他関係機関との連携について

- ・イベントのポスターやチラシ配りを通じて中学校や商店などへセンター広報や介護予防普及啓発活動を実施する。
- ・高齢者見守り事業の協力事業者やインフォーマルサービス事業者、有償ボランティア団体等との情報交換を通じて高齢者の見守り体制を強化する。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・適切な情報提供に基づく利用者の意思決定を尊重し、公平・公正な介護予防マネジメントの確保が行えるよう努める。
- ・介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になった場合に、居宅介護指定事業所や施設入所先の選定について、利用者の希望を優先し、希望がない場合はセンターより、指定居宅介護支援事業所リストを掲示し利用者を選択してもらうように支援する。サービス事業者についても適切な情報提供を行う。
- ・正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏らないよう努める。地域行事等にて講師を依頼する際にも、同様とする。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：63

あんしんすこやかセンター名：平磯あんしんすこやかセンター

運営管理者名：鶴本 和香

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ① 同一法人の運営する特別養護老人ホームの24時間体制機能を活かして、夜間も含めた24時間相談を受け付け、また迅速に対応出来る様に連絡系統を明確化し、職員にも周知を図る。
- ② 担当者不在の場合でも対応出来る様、4職種で日頃からミーティング等で情報共有を行なうと共に専門職種としてのそれぞれの経験や知識を活かしたチームアプローチの観点で業務を遂行する体制を取る。
- ③ 職員個人とセンター全体のスキルアップ
 - ・外部の必要な研修の参加とセンター内では定期的にテーマを決めた勉強会を併設居宅と合同で行う。又事例検討会も必要時開催する。
 - ・日々の業務で疑問に思ったことや工夫したいことを可視化できるような体制づくりを継続する。
 - ・自己研鑽することによってセンター全体の質の向上に努める。
- ④ 個人情報保護の為に、個人情報の重要性を認識し個人情報保護法等を遵守する。

2. 職員の配置について

「地域包括ケア」を実現するために看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士、地域支え合い推進員の4職種を配置する。また、4職種が個々の専門性を活かしチームアプローチを行いながら事業を展開していく。

3. 総合相談支援業務について

- ① 本人、家族、近隣住民、民生委員等からの様々な相談を受け、的確に状況判断し必要に応じて実態把握のための訪問実施、適切な機関やサービスに繋げるように努める。
- ② 相談者自身で解決できるものは、必要な情報を提供し自己解決をしていただく。必要に応じて関係機関へ繋ぐ。
- ③ 継続的・専門的に対応する必要があるケースは、定期的な実態把握を行い個別の支援を行う。
- ④ 要介護認定とサービス利用の相談があった場合は要望だけを聞くだけでなく、なぜ受けたいのかを紐解く対人援助スキルを活かすことができるようにする。

4. 権利擁護業務について

① 成年後見制度の活用について

- ・地域行事の参加者に対して、制度の広報に努めると共に、身寄りのない高齢者をはじめ、必要な高齢者の申し立て支援に努め、区・神戸市成年後見支援センター・リーガルサポートセンター等の関係機関と連携する。

② 虐待への対応について

- ・センターが相談・通報を受理した場合、早急にセンター内で協議し実態把握（情報収集）を複数で行う。『高齢者対応の手引き』に即して対応方針を区と検討する。
- ・地域行事の参加者に対して、パンフレットやDVD等を用いて、高齢虐待について広報周知活動を開催し、地域住民の認知を広げる。

③ 消費者被害の防止について

- ・地域行事の参加者に対して、KOBE 暮らしのレポート資料等を用いて、消費者被害に遭わないために周知する。また、地域での消費者被害の情報を把握し住民に提供することで生活トラブルや消費者被害を予防する。
- ・適宜地域支え合い推進員情報誌『ニコニコはあと』で消費者被害について掲載することでの周知を図る。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

① 包括的・継続的なケア体制

- ・医療・保健、福祉・介護の関係者、民生委員、ボランティアなどの連携体制を構築する為に多職種の専門性を理解し顔の見える関係性を強化する。
- ・インフォーマルなサービスについても、社会資源が円滑に活用できるよう情報収集に努め適切に情報を提供する。

② 地域における介護支援専門員のネットワークの活用や資質向上について

- ・居宅の介護支援専門員が日常的な業務を行うにあたり、勉強会・情報共有や相談しやすい環境づくりに努め、個別のケアプラン作成への助言やサービス担当者会議開催の支援等、専門的な視点（専門職種との連携）で個別指導、相談に対応する。
- ・居宅の介護支援専門員の資質向上につながる勉強会や事例検討会を継続する。

③ 支援困難事例等への指導・助言について

- ・介護支援専門員が抱える困難事例について、4職種の協働のもとアセスメントを行い具体的な支援方法を検討し、同行訪問も含め指導助言等を行う。ケースによっては個別地域ケア会議を開催する。

6. 介護予防ケアマネジメント業務

① 高齢者の自立を支援するための考え方として、(1) ケアマネジメントの基本の再確認 (2) ケアマネジメントプロセスの協働化 (3) インフォーマル資源とケアマネジメントが示されている。この視点を持ちケアマネジメントしていく。

② 利用者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるようなプランを立てる。「本人ができることはできるだけ本人が行う」ことを基本とし、本人の主体性を大切に生活意欲を引き出すよう心がける。さらに、具体的な目標を明確にし、利用者に応じた効果的な支援計画を作成する。なお、指定居宅介護支援事業者に委託する場合、神戸市の「適正なマネジメントの指標」に従い、要件を満たしているかどうかを確認する。また自立

支援に資するケアマネジメントが行えているかの視点でアセスメント、マイケアプランを確認していく。

- ③ 介護予防の必要性が理解できるようなマネジメントを行い、フレイル状態にある利用者に対してはフレイル改善通所サービスなどをプランに位置付ける事ができるように心掛ける。介護予防（フレイル予防）に関する普及啓発を行うため、「いきいきはつらつ自分らしく」等の配布や説明、有識者等による講演会や相談会等の企画など、介護予防の普及啓発として効果があると認める事業を適宜実施する。
- ④ 居宅介護支援者、主治医、民生委員等関係機関と連携し、効果的なケアマネジメントを実施すると共に、地域や個人の新たな課題を分析し、地域づくりに活用していく。
- ⑤ 居宅の介護支援専門員等から担当利用者が介護保険サービス利用終了時には、地域での見守り体制希望の有無について情報提供が得られる様に周知を図り、希望のある場合は対応すると共に報告を行う。

7. 地域支え合い活動推進事業について

高齢化の実情を自分たちの問題として理解し、自主的な取り組みが行えるよう働きかけ、地域の支え合い体制づくりを推進する。

- ① 地域診断にて地域課題の整理、地域の高齢者生活支援ニーズ把握と住民的活動も含めた社会資源の必要性の理解や担い手を探す。→今年度は活動計画書参照
- ② 地域住民や関係者と地域課題の共有化を図り、地域のネットワークを構築する。
- ③ 地域行事などへ積極的に参加し、地域の様々な団体等との顔の見える関係づくりを強化する。
- ④ 地域ケア会議にて抽出された地域に求められる社会資源（居場所づくり等）を創設するために、リーダー、ボランティア等の発掘、マッチング方法を垂水区社会福祉協議会と協働で行う。
- ⑤ 生活情報提供等について、支え合い推進員は、垂水区社会福祉協議会と連携を取り、区内の推進員等と定期的に高齢者向けの生活情報を情報紙として『ニコニコはあと』を発行し、配布は、高齢者宅訪問時や民生委員を通じて行う他、ふれあい給食会等の地域行事、地域福祉センター等において行う。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ① 地域の中で認知症を正しく理解し、対象者を見守るための啓発を行うため、認知症サポーター養成講座を年1回以上は開催する。
- ② 認知症神戸モデルの普及啓発に努め、対象者を早期に発見し専門医に繋ぎ認知症の進行を防ぎ適切な支援を受けることが出来るように努める。又繋ぐことが困難であるケース等は認知症初期集中支援チームと連携する。
- ④ リフレッシュ教室を通じて家族の介護負担軽減等の支援に努める。
- ⑤ 認知症支援事業を普及させる。

9. 民生委員等地域との連携について

- ① 民生委員・児童委員・友愛訪問員と小地域支え合い連絡会において、勉強会（地域包括システム、介護保険制度など）や事例検討会等を開催し、連携と信頼関係の構築に努める。
- ② 住民活動の中心的役割を担っているふれあいのまちづくり協議会、関係団体（老人会、

婦人会、自治会など）と連携し、高齢者の声かけ訓練の実施、フレイル予防啓発・広報活動等を行う。

1 0. 医療機関との連携について

① 「地域包括ケア」の構築にあたり病院の地域医療連携室（ソーシャルワーカー、看護師等）や地域の居宅介護支援事業所、訪問看護・リハビリ、介護関係者との相互の連携を強化し安心した在宅生活のための多職種のシステム構築、医療と介護の円滑な連携システムを構築する。

② 医療介護サポートセンター主催の研修会の参加、情報共有し連携を継続する。

③ 認知症の早期発見、早期治療が可能となる為に迅速に医療に繋ぐよう主治医との連携を図る。

④ 地域ケア会議へ専門職としての助言する役割を担ってもらえるように日頃から顔が見える関係づくりを行う。

1 1. その他関係機関との連携について

① 多世代の地域住民、民生委員や他の地域団体、行政、警察署、消防署、専門家、NPO やインフォーマルグループ等を含めた関係機関との連携を図り、地域の高齢者を支えるネットワークの構築に努める。

② 圏域内の見守協力事業者に働きかけを行い「認知症の人にやさしいまちづくり」の啓発、フレイル予防啓発、センターの広報活動に努める。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

① センターは「公益的な機関」として、介護保険法及び各種法制度を遵守し公正で中立性の高い事業を行う。

② 介護サービス事業所等の紹介や指定介護予防支援業務の委託先の選定を行う際には事業者の適切な情報の提供を行い利用者の意思を尊重し自己決定により選べるように努める。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：64

あんしんすこやかセンター名：本多聞あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 涌元 宣明

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

月曜～土曜、祝日の9時から17時30分はあんしんすこやかセンター職員で対応する。緊急時及び職員不在になる場合は、他部署からの応援体制を整える。夜間帯と日曜日は、併設の特別養護老人ホームの宿日直者が対応。必要時にはあんしんすこやかセンターの職員に連絡が入り対応する。

2. 職員の配置について

「地域包括ケア」を実現するために、看護師・保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、地域支え合い推進員を配置。虐待ケースや困難ケースの対応は、4職種がそれぞれ専門的な視点で意見を出し合い、「チームアプローチ」を行う体制を構築する。

2 圏域に分かれ業務を行うことを基盤にしながら、重点的に対応が必要なケースにおいては両圏域で把握し柔軟な対応を行えるよう情報共有を行います。

3. 総合相談支援業務について

相談者、内容については年々増加しており、高齢者本人・ご家族の介護問題だけではなくなっています。精神疾患や認知症があり、近隣トラブルが生じているケースなどは、すぐの解決が難しい事も多々あります。多様な問題に対応できるように、関係者間で情報共有し、地域住民に相談窓口としてセンターを身近に感じてもらえるよう努めます。

4. 権利擁護業務について

徐々に地域活動が再開されつつありますが、未だ他者との交流の機会は多くありません。そのため、介護者を有する世帯は、閉塞感から介護ストレスがたまり、高齢者虐待に至るリスクが高まります。加えて、最近では、消費者被害も増加傾向にあります。これらの権利侵害を未然に防ぐためにも、さらなる注意喚起や見守りを、民生委員や地域の連絡会、介護関係事業者に向けて呼びかけます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

高齢者がどのような状態であっても地域社会の一員として、住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、医療や他の専門職及び地域との協働を行い、助け合える地域としてのネットワーク構築を目指します。圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象に知識・技能の向上を目指す研修や勉強会を開催します。また個別ケースの相談に対して、地域ケア会議の開催など後方支援を行うことで利用者や地域住民への援助につながるよう体制を整えます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

認定の有無に関わらず、高齢者一人一人が多種多様な視点で地域資源を活用して、住み慣れた地域でその人らしく生活ができるように支援していきます。ケアマネジメントにおいて「できている」ことに着目し、高齢者自身の精神的・身体的能力を適切に評価し、自己決定・自立支援を基本とした支援をしていきます。アフターコロナで活動の場も再開されつつあり、フレイル予防・改善のための栄養（食・口腔）、運動、社会参加を促せるように声かけしていきます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

コロナ感染症対策の緩和に伴い、休止や中止をしていた活動について改めて現状把握を行います。地域住民へ把握した集いの場など地域資源情報を提供し、参加を促すように支援します。また、新たな集いの場の運営がうまく軌道に乗れるように後方支援として、社会福祉協議会等の関係機関との協力をしていきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

「認知症の人にやさしいまちづくり推進」の実現には、認知症の人とその家族に対する理解の促進や、地域で必要とする支援の充実が必要です。そのために地域住民へ向けて、「神戸モデル」の啓発や認知症サポーター養成講座、声掛け訓練を適時計画・開催を行います。認知症に対する理解を深めてもらえるよう、地域に密着した商業施設と連携したり、活動の集いなどで住民の方々に呼びかけます。

9. 民生委員等地域との連携について

4月からセンター職員の交代や、各地区での新しい民生委員も増えたことで、地域活動に参加し顔の見える関係、連携しやすい関係性を作っていくよう努めていきます。必要な情報共有を行い、高齢者の方々が住み慣れた地域で生活が続けていけるように連携を図っていきます。

10. 医療機関との連携について

医療介護サポートセンターと区内4センター共催でH28～医療介護連携研修会開催を継続してきました。しかし、センター業務が増える中でセンターによっては継続が難しいという声も上がっています。今年度は4センターでの開催になるかはまだ決まっていますが、当センターとしては医療介護サポートセンターと協力し医療連携が途切れることなく継続できるような連携システムの構築を目指す研修会を開催します。

11. その他関係機関との連携について

認知症や精神疾患等の周辺症状の影響によって起こる近隣トラブルの相談が増加している現状に伴い、住宅管理会社や管理人など関わっている関係機関との連携を深めていきます。高齢者に関わる薬局や商業施設、見守り協定を結んでいる企業などへの認知症を学ぶ機会を提供し、神戸モデルなどの神戸市独自の制度を知ってもらえるよう広報啓発を行います。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

あんしんすこやかセンターは公益性の高い機関であることをセンター職員が自覚し、特定事業所へ偏ることなく、利用者の利益を最優先に公正・中立な立場で活動します。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：65

あんしんすこやかセンター名：舞子台あんしんすこやかセンター

運営管理者名：福井順久

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・センターが開所されている時間帯は当番を決めて職員が常駐し、来所、電話の相談に対応する。また、センターへの電話を転送で受ける携帯電話も用いて、24時間、365日相談を受ける。
- ・センター内の緊急時対応マニュアルに基づき、危機介入や緊急対応を要すケースにも組織的な援助を実践する。
- ・職員はセンターの運営方針、運営要綱、実施要領、各業務マニュアルに基づいて業務を行なう。

2. 職員の配置について

- ・保健師、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員、社会福祉士を配置する。センター職員は相互に連携し、チームで業務にあたる。
- ・センター内のケースカンファレンスで必要時に実施する「支援計画の協同立案」や「援助プロセスの共有」も通じて、全職員がケース支援に関する資質向上に取り組む。
- ・センター内の職員が十分に連携し、高齢者、高齢者の家族、集団、地域に対して効果的な援助を実践する。センターの内部連携の促進も目的に、センター開所日は毎朝全体ミーティングを、週に1回は4職種ミーティングを開く。

3. 総合相談支援業務について

- ・インテークをとったケースは全て、翌朝のミーティングを通じてセンター内で情報を共有する。
- ・インテーク後に継続支援が必要と判断したケースではアセスメントを実施し、クライアントが抱える生活問題と、クライアントの生活力を把握する。
- ・クライアントが抱える生活問題を解決する為に、フォーマル、インフォーマルを問わず、効果的な社会資源にクライアントを繋ぐ。

4. 権利擁護業務について

- ・セルフネグレクトの状態で生活している高齢者に対しては、専門機関とも早急に連携し、対象高齢者の基本的人権を擁護する。
- ・高齢者虐待対応では高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の支援だけでなく、養護者の支援も対応する。
- ・地域の集いの場等で、高齢者虐待の定義に関する認識や消費者被害の情報を、住民とセン

ター間で共有する。また、権利擁護を必要とする高齢者を発見した場合には、躊躇することなくセンターに連絡する旨を、センターから地域住民に依頼する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・公益性、地域性、共同性の視点を踏まえ、ケアマネジャーからの相談対応を引き続き行なう。
- ・今年度も「ケアマネよもやま話（圏域内のケアマネジャーが集まる場）」を開催し、ケアマネジメント実務や社会資源等の情報交換を行う。
- ・令和4年度の地域ケア会議では「認知症高齢者を地域で見守る上で、本人の生活習慣に関する情報を地域住民とケアマネ間で共有することは有効」との意見が出た。同意見を踏まえ、個別の認知症高齢者の地域ケア会議を開催する際には、対象高齢者の生活習慣に関する情報共有も行なう。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・個別訪問の他、民生委員や自治会等の地域関係者から、介護予防の取組みが必要な人を把握する。
- ・介護保険法、あんしんすこやかセンター事務マニュアル、介護予防ケアマネジメントマニュアルを遵守して、介護予防ケアマネジメント業務を実施する。
- ・委託による介護予防ケアマネジメント業務が円滑に行われる為に、委託先居宅からの相談に対応する他、社会資源情報を委託先居宅と適時共有する。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・各民児協地区で小地域支え合い連絡会を年2回開催する。
センターから広報を行い、民生委員等と地域で暮らす高齢者に関する情報交換や地域課題について話合う。
- ・地域の支え合い活動を支援するため、地域との関係づくりに努めるとともに、様々な地域課題に対する地域団体等の福祉活動を支援する。また、協力事業者による高齢者見守り活動等との連携も図っていく。
- ・地域での見守りが困難な地域や高齢者に対して、介護サービスの導入や地域の見守り体制への移行等、援助の方向性が決まるまでは暫定的な見守り訪問を行なう。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・高齢者の神戸モデル（認知機能検診、認知機能検査）の活用を支援し、早期診断と早期治療に繋ぐ。
- ・介護リフレッシュ教室について、居宅介護支援事業所、民生委員児童委員協議会、市営住宅集会所、UR、協力事業所（郵便局、薬局、鍼灸院、コープ）等に、幅広く広報し、同教室への新規参加を促す。
- ・センター職員がオレンジカフェにて情報提供や相談対応を行なうことで、参加者に認知症の理解を促すとともに、本人、家族、地域住民の繋がりがもてるように支援を行なう。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・民生委員等と対象高齢者の情報交換を行う他、地域課題に関する話し合いを行なう。

- ・民生委員や自治会の方の負担が過度にならないよう、自助、互助だけでは生活が立ち行かないケースでは、活用が見込まれるフォーマルサービスに速やかに高齢者を繋ぐ。

1 0. 医療機関との連携について

- ・個別ケースの支援を通じて、医療機関との連携を深めていく。自宅での生活状況や生活課題を医療機関に情報提供することで、適切な医療に繋ぐ。
- ・認知症初期集中支援事業の活用により、認知症の人へ早期介入し、適切な医療と支援に繋ぐ。
- ・医療介護サポートセンターとの連携により、医療機関とのネットワークを図る。

1 1. その他関係機関との連携について

- ・高齢者が住み慣れた地域で営む尊厳のある生活を可能とする為、必要時は法律の専門機関とも連携する。
- ・老人会、婦人会、自治会、NPO の他、普段高齢者と接点のない PTA や青少協等の住民団体とも繋がり、地域の高齢者の見守りや必要時のセンターへの連絡について協力を依頼する。同取り組みも通じて、生活に困難を抱える高齢者を出来るだけ早期に発見し、必要な援助に繋ぐ。
- ・センター広報により、地域の協力事業所（薬局、ミニコープ、鍼灸院）との連携を図る。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・センターの運営費用が介護保険料や国・地方公共団体の公費によって賄われていることをセンター職員は十分に認識して業務に取り組む。管理者を含む全職員が同事項を確認する機会を、年に数回センター内でもつ。
- ・センター業務の実施にあたり、高齢者に提供されるサービス・サポートが、特定の事業所に理由なく偏ることがないように、公正・中立性を確保する。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 66

あんしんすこやかセンター名： 神陵台あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 清水 英子

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・運営時間は月曜から金曜（午前8時半～午後5時半）土曜日（午前9時～午後5時）として祝日も運営する。日曜日と年末年始（12月30日～1月3日）の休日や運営時間外、訪問等でセンター内が不在となる場合は管理者が転送電話で対応を実施する。
- ・災害時においては4職種を中心として可能な限り出務し相談支援に努める。

2. 職員の配置について

- ・センター職員は、①主任介護支援専門員2名、②社会福祉士1名、③保健師1名、④地域支え合い推進員1名、⑤介護予防プランナー2名を配置し、福祉・医療の多様な相談に対して各々の専門知識・経験を活かしてチームアプローチでセンター事業の円滑な推進を図っていく。

3. 総合相談支援業務について

- ・高齢者の多種多様な相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な資源に繋ぎ支援する。
- ・商店会の中の立地を活かし、神戸市からの様々な情報を発信してセンターの広報・啓発活動を行い、高齢者にとって身近な相談しやすいセンターとなれるよう取り組む。
- ・すべての相談内容は職員間で速やかに情報共有を行い、チームアプローチを行う上で必要なカンファレンスやミーティングを実施し、専門職間で連携を図り円滑に支援する。

4. 権利擁護業務について

- ・高齢者虐待、消費者被害に関して報告や相談があった場合には関係機関と連携を図り速やかに情報収集と事実確認を行い垂水区保健福祉課に報告しチームアプローチにて対応する。
- ・成年後見制度について啓発活動を行い相談については適切な機関に繋ぐ、また金銭管理が困難となってきた独居高齢者に対しては日常生活自立支援事業に繋ぐなどの支援を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・圏域内にて定期的なケアマネ連絡会の開催によりケアマネジャーの交流を深めることで連携を強化、情報を共有しケアマネジメントの質の向上を目指し、地域の多様な社会資源を活用し介護予防の視点で関わられるよう支援する。
- ・ケアマネジャーが抱える困難ケースや地域内の解決困難な事例には地域の多様な職種で関わり支援する。また地域課題として地域ケア会議で検討し問題解決に向けて努力する。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・自立支援を尊重し生きがいをもった暮らしができるよう支援し、介護予防ケアマネジメントに地域資源やインフォーマルサービスを位置づけ、地域で支え合う基盤が構築できるよう取り組む。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・地域住民が健康測定会などで医師、薬剤師、医療・介護関係事業所と気軽に相談できるシステムを作りフレイル予防に繋げていく。
- ・地域で高齢者が孤立しない見守りネットワークづくりのため多職種間の顔の見える関係性を作り連携力を強化していく

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・認知症の早期発見・早期対応にむけた取り組みとして、自治会、小学校単位で認知症について考える機会を作る。認知症について正しい知識を持ち、認知症を地域で支えることができるような地域づくりを目指す。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・地域支えあい推進員が各地域の定例会や小地域連絡会に参加して、各地域の関係者との関係性を作り、ニーズや課題を共有する。課題に対して一緒に考え、地域主体で取り組めるような環境を作る。

10. 医療機関との連携について

- ・圏域内の医療機関や薬局と顔の見える関係性を作る。センターの役割を理解してもらい、認知症対策などの協力依頼を行う。病院の地域医療連携室との連携により円滑な入退院調整や医療から介護へ切れ目ない支援を行う。
- ・誰もが参加しやすい「暮らしの保健室」のような気軽に医師や薬剤師、看護師などの医療職に相談、繋がる機会をつくる。

11. その他関係機関との連携について

- ・集いの場支援者のサポート、NPO 法人との連携により社会資源づくりの後方支援を行う。
- ・高齢者の安否確認、早期対応に向けて、住宅管理会社、新聞各社等見守り協力事業者と連携を行う。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・神戸市の委託を請け負う事業者としての責任を意識して活動する
- ・相談者に適切かつ最新の情報が提供できるよう、研修会の参加により自己検査に努める
- ・毎日のミーティングにより情報提供や意見交換を行い、偏った支援にならないよう配慮し、公正中立な援助ができるよう努める。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 67

あんしんすこやかセンター名： 舞子あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 吉川 和弘

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

センターの営業時間は月曜日～土曜日（祝日含む）9時から17時30分とし、時間外や日曜日及び年末年始12月31日から1月3日については、母体法人が設置している舞子の施設（24時間体制）と連携を取り、相談対応ができる体制を継続する。また、センター長が常時事業所携帯を持つことにより緊急時対応に備える。

2. 職員の配置について

主任介護支援専門員1名、社会福祉士2名、保健師1名、地域支え合い推進員1名を配置し、福祉・医療の多様な相談に対して各々の専門知識・経験を生かしてチームアプローチで地域包括支援センター事業の円滑な推進を図っていく。

地域住民と連携した見守り活動の継続、住民主体のフレイル予防活動、地域づくりに向けた支援を行う。

3. 総合相談支援業務について

地域住民が安心して住み慣れた地域において、長く安定した生活ができるように支援体制を整え、地域の総合相談窓口として多種多様な相談に対応できるように地域資源の情報を整理するとともに、日頃から地域に積極的に出向いて顔の見える関係性作りを心掛け、気軽に相談して頂ける関係性や環境作りに努める。地域に出向いた際には、地域住民の生の声にも耳を傾け、こまめに記録に残すことにより課題抽出につなげる。

相談受付内容については、データ管理を行うことにより地域特性を把握し、傾向に応じた対策を検討する。また、丁寧な後追い作業により切れ目のない対応を心掛ける。

多様化する高齢者の課題に対応できるよう日頃から他機関とのつながりを大切にし、相談内容に応じて適切な情報提供や適切な関係機関につなぐ役割を担う。

4. 権利擁護業務について

高齢者虐待や消費者被害、成年後見制度に関する普及啓発を継続的・積極的に行う。日頃から民生委員をはじめとする各地域団体や居宅介護支援事業所、サービス事業所、医療機関等と情報交換を行う機会を持ち、身近な相談窓口として認識頂くことにより早期相談・早期介入に繋げる。

悪質商法被害防止に向けた取り組みを警察や生活情報センターと連携を図ると共に、定期的に被害状況周知を地域やサービス事業所に向けて行うことによりタイムリーな情報発信を継続する。

虐待（疑い含む）通報が入った際には、迅速に実態把握を行い高齢者の安全を確保する。複数名での対応を原則とし、関係機関や行政との連携を密にとり、状況については定期的・随時センター内で情報共有を図り、各専門職の特性を生かしてチームアプローチの下適切な対応を行う。個人情報については特に慎重に取り扱い、客観性に基づいた冷静な対応を行う。

ケアマネジャー支援にも注力し、支援者が疲弊しないよう後方支援を行う。定期的な評価を行いながら、センター全体として関わる体制を維持する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の社会資源やインフォーマルサービスについては幅広く情報収集に努め、情報の更新を行い、相談対応時や各関係機関との共有に活用する。

地域診断を通じた地域課題の抽出や、個別事例・典型事例の検討による個別課題の解決の検討を積み重ねることにより、より具体化した課題解決への取り組みを行う。小地域単位での地域ケア会議を開催し、地域の特徴やニーズの把握に努め、住民が主体的に地域づくりに参加していきけるよう各団体との連携を継続していく。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

「自立支援」の観点から、高齢者本人が持つ力についてきめ細やかなアセスメントを実施し、各関係機関と連携をとりながらケアプランを立案する。

地域に積極的に出向きフレイル予防の普及啓発を行い、住民への意識付けを行う。無関心層や閉じこもりがちな方にも地域とのつながりを持って頂けるきっかけ作りを地域と共に模索し、専門職の協力も得ながら地域での取り組み支援を継続していく。

また、元気な高齢者が地域の中で役割を発揮できる機会を増やせるよう地域のニーズ把握やマッチングを区社会福祉協議会と連携をとりながら行い、健康寿命の延伸を目指す。

7. 地域支え合い活動推進事業について

住民相互の支え合いや見守りが行える仕組みの定着や、地域見守り活動を地域全体で行えるように、各関係機関とのネットワーク構築をさらに深めていく。

地域へのフレイル予防の普及啓発、地域住民と共に行うまちあるきを実施し、引き続きフレイル予防に取り組んでいく。

こども・若者ケアラーの支援についても、地域の関係機関と共同で少しでも多くの子ども・若者ケアラーを発見、支援できるようにしていく。また適切に対応できるように情報共有、課題整理、今後の対応を速やかに関係機関で連携し可能な対応、支援を実施していく。

実態把握事業についても切れ目ない支援を行い、必要時こまめにセンター内で情報共有することにより統一した対応をとり、センター内各専門性を発揮しながら適切な関係機関や制度に繋ぐタイミングを掴む。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症の人にやさしいまちづくり条例に基づく「神戸モデル」の普及啓発を継続し、早期受診の推奨や安全に生活して頂くための環境整備について情報発信していく。

地域支え合い事業が円滑に展開できるよう地域に働きかける。

幅広い世代の地域住民や協力事業者等に認知症に対する正しい知識を持って頂くため「認知症サポーター養成講座（キッズサポーター養成講座）や「認知症高齢者見守り訓練」を実施する。

日頃の相談対応については、医療機関や認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム等と連携をとり、早期受診や適切な治療及び介護の提供に必要な環境整備を進めていく。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員からの相談には、引き続き丁寧かつ迅速に対応し、信頼関係を深めてスムーズな連携体制を構築する。民生委員も高齢化が進んでいるため、「支援者を孤立させない」支援を行うため、日頃から顔の見える関係性づくりを行うよう努める。個人情報保護の観点を守りつつ、民生委員

とケアマネジャー・サービス事業所等介護保険事業所との連携がスムーズかつ密に行えるような体制構築を目指していく。

ふれあいのまちづくり協議会や老人会・婦人会その他の地域団体とも日頃から接点を多く持ち顔の見える関係性を作り、気軽に相談して頂ける存在となる。

10. 医療機関との連携について

地域の高齢者が安心して自立した生活を送れるよう健康維持の重要性を周知し、かかりつけ医や専門医による受診を推奨して日頃から健康に配慮した生活を送れるよう支援する。

また、個別事例検討や日常的な関わりの中で3師会やリハビリ職・栄養士等との連携を意識し、接点を多く持つ中で日頃の連携がスムーズに行える関係性作りを心掛け、各区に配置されている医療介護サポートセンターとも積極的に連携を図り、多職種連携を図る。

11. その他関係機関との連携について

地域の高齢者を取り巻く様々な課題に対応するため、ふれあいのまちづくり協議会構成団体、サービス事業所、介護医療サポートセンター、NPO法人、ボランティア、すまいるネット、専門職団体、店舗、銀行、郵便局、協力事業者等幅広い機関との連携に努める。

地域づくりの活動過程の中で、連携がとれる機関を増やしていき、より幅広い団体との連携の下センターの対応力向上を目指していく。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

適切な情報提供を行うことで、高齢者の意思決定を支援し、正当な理由なく特定の事業所に偏りが生じていないか検証する機会を持ち、公正中立な業務の運営に努めていく。また、要支援者が要介護になった場合には、引き継ぎ先を高齢者の意思に基づいて選ぶことができるよう必要な情報提供を行うと共に「指定居宅介護支援事業所の選定における確認書」を確実にとる。